

第1回昭島市再犯防止推進計画策定委員会

議 事 要 旨

1 開催日時

令和3年6月30日(水) 午後6時30分～午後8時30分

2 開催場所

昭島市役所市民ホール

3 出席者

(委員)

戸井委員長、中島副委員長、藤井委員、菅野委員、永田委員、関谷委員、並木委員、安倍委員、守重委員、小町委員、秋山委員、井上委員、坂田委員、田口委員

(代理等委員)

向井委員(矢野委員の代理)

(欠席)

なし

(事務局)

青柳保健福祉部長、山崎福祉総務課長、平沢福祉総務課福祉総務担当係長、藤田福祉総務課福祉総務係主任

4 議事次第

1 開 会

2 挨拶

3 委員委嘱

4 議 題

(1) 委員長・副委員長の選任

(2) 計画策定のスケジュール等について

(3) 再犯防止推進法について(東京保護観察所)

(4) 矯正施設における再犯防止施策の実施及び国際法務総合センターについて
(東日本成人矯正医療センター)

(5) 計画策定について

(6) 計画素案の内容について

5 その他

6 閉 会

5 説明資料

資料1 昭島市再犯防止推進計画策定委員会要綱

資料2 昭島市再犯防止推進計画策定委員会委員名簿

- 資料3 昭島市再犯防止推進計画の策定スケジュール（予定）
- 資料4 再犯防止推進法について（東京保護観察所）
- 資料5 矯正施設における再犯防止施策の実施及び国際法務総合センターについて（東日本成人矯正医療センター）ほか2種類の資料
- 資料6 （国）再犯防止推進計画概要（裏面が東京都再犯防止推進計画の概要）
- 資料7 昭島市再犯防止推進計画の策定について
- 資料8 （仮称）昭島市再犯防止推進計画（素案）

- 1 開会（省略）
- 2 挨拶（省略）
- 3 委員委嘱（省略）
- 4 議題（要旨）

(1) 委員長・副委員長の選任について

委員会の協議で戸井委員を委員長に、中島委員を副委員長に選任する
質疑応答なし

(2) 計画策定のスケジュール等について

事務局より資料3に基づき説明
質疑応答なし

(3) 再犯防止推進法について（東京保護観察所）

藤井委員より資料4に基づき説明
質疑応答なし

(4) 矯正施設における再犯防止施策の実施及び国際法務総合センターについて
（東日本成人矯正医療センター）

菅野委員、向井委員代理より資料5に基づき説明

中島副委員長 東日本成人矯正医療センターに收容されている方の主な疾患のうち、多い疾患はどのようなものなのか。慢性疾患、癌、脳梗塞又は難病の患者さんなどの收容者もいるのか。

菅野委員 当センターの被收容者は、大きく分けて精神疾患及び身体疾患のある被收容者となっており、身体疾患では、内臓疾患が多くなっています。また、場合によっては緩和ケアを行っている被收容者もいます。

(5) 計画策定について

事務局より資料6、7に基づき説明

藤井委員 薬物事犯者の再犯者率、つまり犯罪のタイプ別の数字などの掲載は、今後、考えているか。

事務局 そのような数値が出せるのか関係機関にも確認をさせていただき中で、検討させていただきます。

永田委員 再犯者と呼ばれる方々は、刑の執行を猶予されていた方々も含まれるのか。仮に含まれるのであれば、刑の執行を猶予されている方々はどれくら

いの割合を占めているか。

事務局 基本的には含まれるものと理解しています。今後、第3章を検討する中で、検討させていただきます。

田口委員 資料7、7ページにある「ぐ犯少年」とは具体的にどのような意味か。

事務局 ぐ犯少年とは、犯罪行為には至っていないぐ犯事由（保護者の監督に服しない、正当な理由なく家庭に寄り付かない、いかがわしい場所に入出入りするなど）があり、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯す可能性がある、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年のことをいいます。

向井委員代理 東日本少年矯正医療・教育センターにも「ぐ犯少年」となる少年が収容されていますが、具体的には女子であれば援助交際を繰り返している、また、性別に関係なく家出を繰り返している、万引きで何度も捕まっているなど、色々細かい要件は決まっていますが、親の正当な監督に従わない、不道徳な人と関わりを持っているなどの少年のことを言います。ぐ犯少年の「ぐ」は、犯罪を犯す「虞（おそれ）」という字を「ぐ」と呼んで、ぐ犯少年と言っています。特に年齢の低い少年では、この要件で少年院に入っている少年も結構多い状況がみられ、生育環境が良くなく、親が面倒を見てこなかった子も多い状況が見受けられます。低い年齢で当センターに収容され、規則正しい生活のことが分かると、伸びていい子になるという状況も見受けられることもあります。

菅野委員 補足させていただきますと、先ほど刑事施設と少年施設について説明させていただきましたが、刑事施設の中でも刑務所というのは刑法犯に触れた、いわゆる裁判所で刑罰を受けた者に刑の執行等をする施設です。また、少年施設の中でも少年院というのは、例えば同じ事案を起こしても、家庭裁判所の審判を受け、生活面等も踏まえて少年院に収容される者もいれば、社会生活において保護者等がいることにより、生活環境が整っている場合などには、必ずしも少年院に収容のうえ、矯正教育を受けるということをしないうちもいるというところが、大きな違いとしてあります。

また、成人の刑罰の執行に対しては犯罪という言葉を使っておりまして、非行というのはいわゆる少年が起こす行為ということです。

戸井委員長 資料7、6ページの（3）の刑法犯の検挙者内訳の数字ですが、検挙者数は昭島市に住民票のある方の検挙者数という捉え方をしているのか。又は昭島市内で起きた犯罪の検挙者数など、どのような捉え方をしているのか。

事務局 昭島市の刑法犯の検挙者数は、警視庁が公表している警察署別の資料に基づき作成しており、昭島警察署での取扱件数となっています。

戸井委員長 そういった意味では再犯防止推進計画の策定では、データは警察署単位における検挙者数を扱っていくのか。

事務局 昭島市には昭島警察署があり、昭島市全域を管轄していますので、昭島市の状況を見る数字としては、昭島警察署が扱った数字をこの資料でも使

っていきたいと考えています。

関谷委員

補足させていただきます。具体的な統計に関する事で、刑法犯認知件数は昭島市内で発生した事件の件数となりますが、検挙件数には、昭島市以外で発生した事件の犯人も含まれますので、管内で発生した件数とも言い切れない状況があります。警視庁で公表している数字は、昭島警察署の署員が検挙している数字で、昭島市民以外の方も含まれることもあり、昭島市民と他の市民も分けることは統計的には難しいと思われま

戸井委員長

そうしますと、地域としては昭島市外である可能性も、場合によってはあるのですか。

関谷委員

ありえます。基本的には昭島警察署管内がほとんどだと思いますが、昭島市外で発生した事件の検挙者も含まれます。

(6) - 1 計画素案の内容について (第1章)

事務局より資料8に基づき説明

藤井委員

2ページ「1計画策定の趣旨」について、いくつか数字が転用されています。国の計画が平成29年に策定されているため、利用されている多くの数字が平成28年のものになります。策定から数年が経っているので、再犯者率が令和元年度で48.8%になっていますので、どこかに基準をあわせたほうが良いと思います。

また、中段の「東京都及び昭島市における刑法犯認知件数は、」のところは、都内の数字は平成30年の数字となっていますが、昭島市の数字は令和元年度の数字となっているかと思われます。同じ令和元年の数字にあわせたほうが良いのではないかと思いますので、ご検討をお願いします。

また、3ページの「計画の位置づけ」のところですけども、犯罪を犯した人も地域に帰れば、つまり刑務所や少年院から出所し、昭島市に住んでいれば昭島市民なので、当然、昭島市で提供される福祉サービスの対象となります。このため、障害のある方や生活に困窮をされている方がそれぞれ福祉サービスを受けておられますので、再犯防止推進計画の中には生活困窮者自立支援法の運用サービスとか生活保護制度、障害者施策や高齢者施策が記載されることにはなるかと思えます。そのような状況で、従前から市民に提供している各種施策で再犯防止に資する取り組みや副次的な効果として再犯防止につながる可能性のある取り組みを記載しますと、地域福祉計画との差別化が図れないと思います。せっかく単独で再犯防止推進計画を策定することなので、従前より提供されているサービスを記載しても良いかと思っていますけれども「従前から市民に提供している施策」と書くと、それしか記載しませんと受け止められかねませんので、この部分はなくても良いのではないかと思います。

また、国の計画も都の計画も、計画期間がそれぞれ定まっています。非行や犯罪の状況というのは日々の世相によりずいぶん影響を受けるところがあります。このため柔軟に、特に改定時期を定めずというお話もありましたが、やはり計画期間を設けていただくほうが改定の時期が明確になるのでいいのかなと思います。

また、施策の対象者ですが、微罪処分になった人ということが書かれています。もともと法律ができたときの付帯決議のなかで、犯罪した者等

の認定に当たっては不当に拡大した適用がないようにとありますので、そのあたりも検討を要するかなということ、個人的に思いました。

また、犯罪者の処遇のところですが、これは成人の概要のことが載せてあります。少年はまったく別なパターンをたどりますので、もしこういうことを載せるのであれば成人だけでなく少年のほうの流れも載せてはどうか。

事務局

2ページ、「計画策定の趣旨」に関する数値的な部分につきましては、直近の数字や整合性の取れるような数字で記載させていただきます。

3ページの「計画の位置づけ」や「計画期間」に関しては、検討をさせていただきます。

4の「対象者」に関する記載についても、法律の付帯決議のところも再度確認させていただき、検討させていただきます。また、5の「犯罪者処遇の概要」につきましても検討をさせていただきます。

秋山委員

このような計画を策定する際には、数値的な目標は入れないのでしょうか。昭島市の計画の場合、いつまでにどうするというのは設けなくて、ただ何々をやろうという形で終わりにする予定なのではないでしょうか。

事務局

事務局においても、目標の在り方については検討をしております。一般的な計画ですと計画期間や数値的な目標があり、実施項目に対して実行できたかできないかなどを評価する「PDCAサイクル」などで確認していくと思います。

この地方再犯防止推進計画は、地方自治体の施策として再犯防止の取り組みがなかなか難しいような側面もございますが、目標に関する事項は検討させていただきます。今後の委員会においてご説明をさせていただきたいと思っております。

(6) - 2 計画素案の内容について (第2章～第4章)

事務局より資料8に基づき説明

菅野委員

この再犯防止推進計画の素案について、一般市民の方から見たらなかなか分かりづらく、これはどのような計画なのかと思う方もいらっしゃるかと思います。まず前提として、市民の方が分かりやすい計画であるとともに、昭島市の現状(事実)に基づいた対策が必要だと思います。さきほど統計やデータなどに関する意見がありましたが、例えば昭島市ではどのような特徴があるのか、例えば薬物事犯の状況を踏まえた対策や学校での問題に対する対策などに対して、市民の方が見て分かりやすいような計画であれば、非常にオリジナリティーがあって、何かひとつそういったトピックスがあれば、非常に広報してもわかりやすいのではないかなと思います。我々もいろいろなところで調べて情報を共有したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

井上委員

犯罪の特徴ということで、昭島市においては自転車の盗難が非常に多いという状況があります。警察署においても取締りを行っていると思いますが、依然として自転車の盗難が多い状況では、日常化しているということになります。盗難対策としても難しいとは思いますが、この計画策定においても生かしていただければとの意見です。先ほど、昭島市の特徴という意見もあったので、このようなことも加味して考えても良いのではないかと

と考えています。

事務局

資料7の8ページ、非行少年の罪種別の状況では、窃盗犯の占めている割合が半分ぐらいである状況もございますので、井上委員からいただいたご意見も踏まえて検討させていただきます。

坂田委員

そもそも再犯を減らすということで再犯防止推進計画を策定するわけですが、「計画策定の趣旨」では、国全体の犯罪が平成14年をピークに減少傾向にあるということが記載させています。これは何か具体的なことがあって減ってきたとか、施策があって減ってきたとかあったのでしょうか。

事務局

再犯防止施策のひとつとして、オリンピック・パラリンピック東京都大会を見据え、国を挙げて犯罪を減らしていくことも含め、法整備も念頭に再犯防止のための施策の取り組みを進めたいということがあるようです。

また、国においては「犯罪対策閣僚会議」などでの対策の実践や警察の取り組みなどにより、刑法犯認知件数は減少しているものと考えております。

菅野委員

平成18年頃をピークに矯正施設の収容者数が現在ではおおよそ半分程度に減少しています。刑事施設のピーク時では、全国で概ね8万人強が収容されていましたが、現在は概ね4万人強程度の方が収容されているという統計がございます。

また、平成28年頃から色々と状況がわかってきており、初めて刑務所に入所した者が出所した場合どのようになっているのか、何回も刑務所に入っている者の状況、仮釈放で出所する者と満期で出所する者の割合などもデータとしてわかってきているという状況もございます。

現状においては、刑務所を満期で出所している者に対して、重点的に再犯防止を行うということで、「再犯防止推進計画加速化プラン」に基づき、いろいろと取り組んでいる状況にあります。

井上委員

5ページの「2基本方針」1の関係者との緊密な連携協力の記載があります。そのなかで今言われているのが、再犯を起ささないという意味では、保護司が高齢になってきていて全国的になり手がいないということが大きな問題になっています。保護司のなり手を確保できないということを聞いていますが、行政も含めて保護司になっていただく方を育てていかないといけないのではないかと思います。犯罪者を更生するために、結局一番親身になって相談を受けている保護司を確保する必要があり、行政としても力を入れないといけないということも文言として記載していただければなと思います。

中島副委員長

保護司の減少は大変厳しいものがあり、次回以降、資料をそろえてぜひお話しする機会を得られればと考えています。

6ページの「3取組施策」の民間協力者の活動の促進というところがありますので、このときの議論になったときに詳しくお話ししたいと考えています。

戸井委員長

先ほど、第3章のところをご説明いただいたときに、委員の皆様から昭島市の特徴を、というお話がございました。それをもとに、先ほど菅野委員からもできるだけ事実に基づいたというご意見もありました。そういった意味で今の状況がどうであるのかということと数値目標をどうするかということは、今後ご検討いただくことかと思えます。その元になるデータ、昭島市の状況について、具体的な数字がありますけれども、再犯が起きている背景に迫っていかうとしたときにそれを知るためのデータ、そういったものを市のほうでどの程度入手可能なのか、その辺のことを教えていただけますか。

事務局

市の特徴的なデータの部分ですが、この計画を策定するに当たりまして、法務省さんのご協力をいたднаかで、過去3年間の数字の提供もしていただいております。

事務局において、引き続き、検討させていただくとともに、警視庁、状況に応じては各委員の所属機関にもご協力をいたдна中で、次回の策定委員会には、昭島市の状況が少しでも見えるような形でお示しをさせていただきたいと考えております。

6 閉会